

党費決定の件

我が党の党費を七の如く決定す

党員一名ニ付

年額 毫田二十銭也

運動方針

一 根本方針

我國特殊の国情と、その下に於ける現下の社會情勢を正しく認識し、合法的手段合理的方

法に依りて運動すること。
觀念的極左翼小兒病運動と大右翼結成運動に對してあくまでこれを排撃し、眞に現實に即したる大衆的左翼運動を展開すること。

二 府下に於ける運動

労働者、農民、俸給生活者、小商人、借家人その他全無産階級がその日常生活に於て要求